



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 結核予防法による指定医療機関の指定（健康増進課） 1
- 結核予防法による指定医療機関の指定の辞退（健康増進課） 1
- 海岸保全区域の指定（漁港漁場課） 2
- 海岸保全区域の指定の廃止（漁港漁場課） 2
- 海岸保全区域のうち漁港管理者が管理する区域の指定の廃止（漁港漁場課） 3
- 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定（建築指導課）... 3

公 告

- 開発行為に関する工事の完了・6件（南部土木事務所） 3

公安委員会事項

- 警備員指導教育責任者講習の実施・2件 5

告 示

沖縄県告示第815号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成18年12月8日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
ミント薬局腰原店	宮古島市平良字下里1477番地の1	平成18年7月25日
ハート薬局あかみち店	うるま市赤道175番地3	平成18年8月3日
サンポー薬局開南店	那覇市壺屋1丁目2番17号	平成18年8月3日
さしき内科クリニック	南城市佐敷津波古1008番地の3	平成18年8月9日
うむやすみやあす・ん診療所	宮古島市平良字下里1477番地の4	平成18年8月21日
ニライ薬局	宜野湾市字地泊687番地	平成18年9月6日
ワタキュー薬局田原店	那覇市田原3丁目1番9号アナハイムタハラ1階	平成18年9月19日
首里城下町クリニック第二	那覇市繁多川3丁目5番18-4号	平成18年10月4日
ヘルシー：デポ よみたん薬局	読谷村字都屋256番地の1	平成18年10月10日

沖縄県告示第816号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、次の指定医療機関は、その指定を辞退した。

平成18年12月8日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	辞退年月日
さしき内科クリニック	南城市佐敷津波古1008番地の3	平成18年7月2日
さんり薬局宇地泊店	宜野湾市宇地泊687番地	平成18年8月31日

沖縄県告示第817号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。
 なお、関係図面は、沖縄県農林水産部漁港漁場課及び沖縄県北部農林土木事務所において縦覧に供する。

平成18年12月8日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

海岸の名称			指 定 区 域
沿岸名	海岸名	地区海岸名	
琉球諸島沿岸	安田漁港海岸	安田地区海岸	基点1から基点6までの各点を順次直線で結んだ線、 補助点1から補助点4までの各点を順次直線で結んだ線、 基点1と補助点1とを直線で結んだ線及び基点6と補助点4とを直線で結んだ線によって囲まれた区域（保安林区域を除く。） 基点1 四等三角点（玉24）安田（北緯26度44分59秒3029、東経128度19分21秒6990）から212度19分02.60秒860.49メートルの地点 基点2 基点1から17度59分58.23秒185.00メートルの地点 基点3 基点2から34度59分58.40秒360.00メートルの地点 基点4 基点3から56度59分57.06秒330.00メートルの地点 基点5 基点4から102度59分57.32秒150.00メートルの地点 基点6 基点5から57度59分56.99秒175.00メートルの地点 補助点1 基点1から101度37分14.54秒300.79メートルの地点 補助点2 補助点1から40度37分07.33秒456.61メートルの地点 補助点3 補助点2から134度59分57.08秒100.00メートルの地点 補助点4 補助点3から59度59分58.23秒340.00メートルの地点

沖縄県告示第818号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、平成2年沖縄県告示第19号で指定した海岸保全区域の指定を次のとおり廃止する。

平成18年12月8日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

海岸の名称			指 定 廃 止 区 域
沿岸名	海岸名	地区海岸名	
琉球諸島沿岸	安田漁港海岸	安田地区海岸	基点1から基点6までの各点を順次に直線で結んだ線、 補助点1から補助点4までの各点を順次に直線で結んだ線、 基点1と補助点1とを直線で結んだ線及び基点6と補助点4とを直線で結んだ線によって囲まれた区域。ただし、保安林区域を除く。 基点1 国頭村字安田面玉屋原114番の9南角の標杭の点 基点2 基点1から18度185メートルの地点 基点3 基点2から35度360メートルの地点 基点4 基点3から57度330メートルの地点 基点5 基点4から103度150メートルの地点 基点6 基点5から58度175メートルの地点 補助点1 基点1から90度200メートルの地点 補助点2 補助点1から42度480メートルの地点

			補助点3 補助点2から135度200メートルの地点 補助点4 補助点3から60度340メートルの地点
--	--	--	---

沖縄県告示第819号

海岸法（昭和31年法律第101号）第5条第4項の規定により、平成2年沖縄県告示第20号で指定した漁港区域に接する海岸保全区域のうち漁港管理者が管理する区域の指定を次のとおり廃止する。

平成18年12月8日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

海岸の名称			指定廃止区域
沿岸名	海岸名	地区海岸名	
琉球諸島沿岸	安田漁港海岸	安田地区海岸	平成2年沖縄県告示第19号をもって海岸保全区域として指定した国頭村字安田地区の安田海岸保全区域のうち安田漁港区域に接する地区

沖縄県告示第820号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造を次のとおり認定した。

平成18年12月8日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 認定を受けた者の所在地及び名称 那覇市東町1番1号 プセナリゾート株式会社 代表取締役 比嘉幹郎、名護市字喜瀬1808番地 ザ・テラスホテルズ株式会社 代表取締役 國場幸伸
- 2 公告認定対象区域 名護市字喜瀬1797番地1ほか84筆
- 3 公告対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造 別紙認定計画書のとおり（「別紙認定計画書」は、省略し、沖縄県北部土木事務所において縦覧に供する。）
- 4 認定年月日及び指令番号 平成18年11月13日 沖縄県指令土第1042号

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成18年12月8日

沖縄県南部土木事務所長 宮 城 勇

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成18年5月25日 沖縄県指令南土第534号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 与那原町字与那原2712番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市長田1丁目4番3号 ツインライフ城201 玉城宗一
- 5 検査済証番号 平成18年9月12日 N第24号
- 6 工事完了年月日 平成18年8月25日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成18年12月8日

沖縄県南部土木事務所長 宮 城 勇

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成17年10月18日 沖縄県指令土第977号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南城市佐敷字新里610番1

- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南城市佐敷字新開1番地の274 玉城薫
- 5 検査済証番号 平成18年9月15日 N第25号
- 6 工事完了年月日 平成18年8月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成18年12月8日

沖縄県南部土木事務所長 宮 城 勇

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成17年5月16日 沖縄県指令土第543号、平成18年9月8日 沖縄県指令南土第947号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮平236番1、236番4、236番6及び237番2
- 3 公共施設
 - (1) 種類 道路
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する）
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字宮平151番地 赤嶺晋
- 5 検査済証番号 平成18年9月27日 N第26号
- 6 工事完了年月日 平成18年9月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成18年12月8日

沖縄県南部土木事務所長 宮 城 勇

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成18年1月13日 沖縄県指令土第15号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南城市佐敷字佐敷190番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南城市知念字久原399番地 長嶺守
- 5 検査済証番号 平成18年10月25日 N第27号
- 6 工事完了年月日 平成18年10月20日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成18年12月8日

沖縄県南部土木事務所長 宮 城 勇

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成18年5月25日 沖縄県指令土第592号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字与根208番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字田頭117番地 小笠原正二
- 5 検査済証番号 平成18年10月31日 N第28号
- 6 工事完了年月日 平成18年10月14日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成18年12月8日

沖縄県南部土木事務所長 宮 城 勇

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成17年7月25日 沖縄県指令土第736号

- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字国吉132番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字潮平591番1 コーポラスリュウ101号 西平直樹
- 5 検査済証番号 平成18年11月7日 N第29号
- 6 工事完了年月日 平成18年10月25日

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第156号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成18年12月8日

沖縄県公安委員会

1 講習期間等

区 分	講習期間	時 間	場 所
警備員指導教育責任者講習（施設警備業務）	平成19年1月9日（火曜日）から同月11日（木曜日）まで	午前9時から午後5時まで（平成19年1月11日にあつては、午後3時50分まで）	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 視聴覚講堂
	【考査】1月11日（木曜日）	午後4時25分から午後5時まで	

2 受講定員 40人

3 受講対象者 受講対象者は、警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者であつて、法第2条第1項第1号の業務に係る講習の受講を希望するもの

4 受講手続

(1) 受講申込み 講習を受けようとする者は、警備員指導教育責任者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）に必要事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真）を貼付するとともに、当該受講申込書に旧資格者証の写しを添付し、(2)の提出先に提出するものとする。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは受け付けない。

(2) 提出先

ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県内の警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

(3) 受付期間 講習の受付期間及び受付時間は、平成18年12月8日（金曜日）から同月22日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、申込受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

(4) 受講手数料 手数料23,000円は、沖縄県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。既納の手数料は、還付しない。

5 講習業務の委託 講習は、社団法人沖縄県警備業協会に委託して実施する。

6 その他

(1) 講習の初日は、午前8時30分から午前8時50分までに受講手続を終えること。

(2) 受講及び考査の当日は、筆記用具を持参すること。

(3) 受講についての問い合わせ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号（098）862-0110（内線3054）又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課（係）

沖縄県公安委員会告示第157号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成18年12月8日

沖縄県公安委員会

1 講習期間等

区 分	講習期間	時 間	場 所
警備員指導教育責任者講習（貴重品運搬警備業務）	平成19年2月5日（月曜日）及び同月6日（火曜日）	午前9時から午後5時まで（平成19年2月6日にあつては、午後3時まで）	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 視聴覚講堂
	【考査】2月6日（火曜日）	午後3時25分から午後4時まで	

2 受講定員 30人

3 受講対象者 受講対象者は、警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者であつて、法第2条第1項第3号の業務に係る講習の受講を希望するもの

4 受講手続

(1) 受講申込み 講習を受けようとする者は、警備員指導教育責任者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）に必要事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真）を貼付するとともに、当該受講申込書に旧資格者証の写しを添付し、(2)の提出先に提出するものとする。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは受け付けない。

(2) 提出先

ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全全部生活安全企画課

イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県内の警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全全部生活安全企画課

(3) 受付期間 講習の受付期間及び受付時間は、平成19年1月9日（火曜日）から同月19日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、申込受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

(4) 受講手数料 手数料14,000円は、沖縄県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。既納の手数料は、還付しない。

5 講習業務の委託 講習は、社団法人沖縄県警備業協会に委託して実施する。

6 その他

(1) 講習の初日は、午前8時30分から午前8時50分までに受講手続を終えること。

(2) 受講及び考査の当日は、筆記用具を持参すること。

(3) 受講についての問い合わせ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全全部生活安全企画課 電話番号（098）862-0110（内線3054）又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課（係）

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号 販売所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月1,800円
---	--